

職員の処分について

職員の処分をしましたのでお知らせいたします。本件につきまして、市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

「職員の器物損壊」に係る処分

項目	内容
処分を受けた職員	環境経済局職員（34歳）
事案の概要	当該職員は、令和4年7月4日（月）及び9日（土）、市内パチンコ店の店内トイレにおいて、トイレに付属されたウォシュレット操作パネルを蹴り、損壊させた。このことにより、令和5年2月2日付けで罰金20万円の略式命令を受けた。 なお、当該職員は、これらの事案以外にも数回同様の行為に及んでいることを認めており、被害者に対して損害額全額を既に弁済している。
処分の内容	減給3か月（給料月額額の10分の1）
処分年月日	令和5年3月22日

問い合わせ 人事・給与課
電話 042-769-8213